

福島第一原子力発電所事故の損害賠償請求訴訟に関する
前橋地方裁判所の判決を受けての会長談話

今月 17 日、前橋地方裁判所は、福島第一原子力発電所事故（以下「本件原発事故」という。）に係る損害賠償請求集団訴訟（以下「本件訴訟」という。）の判決を言い渡した。この判決は、全国の地方裁判所に係属している同種の集団訴訟の中で、最初の判決である。

今般の判決は、個々の原告の事情に応じて慰謝料額を算定し、一部の原告について原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針が定める金額を越える慰謝料を認めており、被害者の救済を前進させるものと評価できるとともに、硬直化していると指摘されていた中間指針の運用の改善を迫る意義を有する。また、今般の判決は、規制権限不行使の違法を理由とする国の賠償責任を認めており、国の原子力政策に対して警鐘を鳴らすものである。

本件原発事故では、福島県内やその周辺地域の多数の住民が避難を余儀なくされ、群馬県にも最も多い時期には約 4 0 0 0 名の方たちが避難して来た。それ以来、今日に至るまで、当会は、避難者に寄り添い、法律相談や賠償手続きの支援を始め、様々な援助をしてきた。当会は、今回の判決をきっかけとして、改めて被災者支援活動における弁護士会の社会的役割を自覚し、今後も本件原発事故の被害者の支援・救済活動に取り組んでいく所存である。

以上

平成 2 9 年 3 月 2 1 日
群馬弁護士会会長 小此木 清